

○ 室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の職員配置基準を改正するもの

2. 条例改正の概要

小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における職員の配置基準については、内閣府令で定める最低基準に従い、条例で基準を定めることとされているが、この最低基準が引き上げられたことに伴い、条例で定める基準を改正するもの。

なお、地域における保育士不足等の事情を鑑み、当分の間は、経過措置を設け、なお従前の例によることができるとされている。

現行	
3歳児	おおむね20人につき1人以上
4歳児以上	おおむね30人につき1人以上

改正後	
3歳児	おおむね15人につき1人以上
4歳児以上	おおむね25人につき1人以上

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。